

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年3月1日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	藤原正夫君	副委員長	金丸寛君
	横山洋介君		赤澤厚君
	小澤重則君		山本今朝雄君

欠席委員（1名）

三浦進吾君

傍聴議員（7名）

金丸幸司君	五味武彦君
清水正二君	斉藤芳夫君
有泉庸一郎君	長谷部集君
保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	興石春樹君	建設課長	下笹俊彦君
建設総務係長	寺島信君	建設管理係長	高須秀樹君
建設土木係長	芳賀康貴君	都市計画課長	箭本太君
整備係長	小宮山尚君	緑化推進係長	志田さか江君
農林総務係長	久保欽一君	農林振興係長	小宮山厚君
農林管理係長	森川嘉亮君	農林基盤整備係長	根津秀樹君
農業委員会 庶務係長	石原大助君	商工観光課長	山田洋君

上下水道部長	齊藤晴彦君	上水道課長	小林信生君
給水係長	土屋史朗君	下水道課長	古屋正彦君
下水道総務係長	小松利也君	下水道施設係長	中島茂樹君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	輿石文明
書記	有野恵里		

審査内容

1 条例等審査

議案第28号 市道路線認定の件

議案第2号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件

議案第16号 甲斐市手数料条例の一部改正の件

議案第26号 甲府市都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の一部改正の件

議案第27号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

議案第9号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

3 その他

開会 午前 9時25分

○書記（有野恵里君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、藤原委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） 改めましておはようございます。

ご苦労さまでございます。

建設経済常任委員会、私たち4年の任期のうちの最後のこのメンバーでの委員会でございます。2年間、金丸副委員長を初め、委員の皆さんのご協力でスムーズにやっておりました。この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

また、残念ですけれども、昨年12月ですかに、三浦議員さんちょっと病に倒れまして、今、リハビリ中ということですが、回復へ向かっているとのこと。三浦議員さんは格闘技では、山梨県で一世を風靡したようなスポーツマンでございますので、一日も早い回復を願うところでございます。

そんなことを願いながらきょうの委員会を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

三浦委員は欠席の連絡がありましたので、報告をいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

○委員長（藤原正夫君） 本日の委員会は、本定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査はお手元に配付した審査日程により、初め条例等の審査から行い、その後、補正予算審査の順で行います。審査に当たっては、一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いをいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴人に質疑を受けたいと思います。傍聴人の質疑は先の申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は一通とし再質問は1回までといたします。

それでは、審査に入ります。

まず初めに、条例等の審査を行います。

議案第28号 市道路線認定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、市道路線認定につきましてご説明させていただきます。

議案第28号 市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集129ページをお願いいたします。

位置図につきましては、議会資料85ページから86ページになります。

議案集129ページでご説明させていただきます。

今回認定をお願いする路線につきましては、7路線になります。2月14日に開設されました常任委員会で、既に路線番号309号から313号の5路線につきましては、現地視察をしていただいておりますので、本日は残りの路線番号606号と607号の2路線について現地視察をお願いし、さきに視察していただいた路線とあわせ、7路線について認定をお願いするものでございます。

本日確認をお願いする路線につきましては、53ページの下段、2段目でございますが、路線番号606号、榎俣宅造3号線及び路線番号607号中屋宅造1号線の2路線をお願いいたします。

本日確認していただく路線につきましては篠原字榎俣地内と玉川字中屋地内の2路線で、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の路線でございます。なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

質疑については現地調査の後、委員会室で戻ってから行いたいと思います。

ここで現地調査に係る委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書

案により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

それでは、現地へ向かうため、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前10時12分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

現地調査、ご苦労さまでありました。

それでは、これより質疑に入ります。

先ほどの現地調査を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですのでこれで傍聴議員の質疑を終了します。

それでは、これより議案第28号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ご苦労さまです。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第28号を終わります。

次に、議案第2号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

下笹課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 路線認定ありがとうございました。

それでは、建設課より、条例の一部改正についてご説明させていただきます。

初めに、議案第2号 甲斐市営住宅条例の一部を改正する件について、議案の11ページ、議会資料につきましては、3ページになります。

本議案の提出理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部改正が行われました。内容は認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。

議会資料3ページ、4ページをお願いいたします。

ここには、甲斐市営住宅条例の新旧対照表がございますが、改正では収入申告書第15条に、ただし書き以下が追加されました。また、市営住宅建てかえ事業に係る家賃の特例、これは第38条中の政令第11条を12条に改め、公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例、これは第39条中になりますが、政令第11条を第12条に改正しております。

よろしく願いいたします。

なお、条例施行日は、平成30年4月1日となっております。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

これより議案第2号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第2号を終わります。

次に、議案第16号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号 甲斐市手数料条例の一部改正の件につきまして、議案の97ページをお願いいたします。

議会資料につきましては、10ページになります。

本議案の提出理由につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額の改正に伴い、それを引用している甲斐市手数料条例の手数料の額を改正する必要があります。これが条例案を提出する理由でございます。

議会資料の10ページをお願いいたします。

ここには甲斐市手数料条例の新旧対照表がございますが、別表第2条関係59手数料を徴収する事項につきまして、砂利採取計画認可申請に係る審査の手数料額を1件につき、3万7,700円から3万3,900円に改正し、また60砂利採取計画変更認可申請に係る審査の手数料額を、1件につき1万7,000円から1万5,000円に改正するものでございます。

なお、条例施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑はございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞きたいんですけども、砂利採取計画変更認可申請というのは、これは今年度はあったんですか。

○委員長（藤原正夫君） 下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 甲斐市におきましては、この砂利採取という事業については、現在ございません。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ほかになければ、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第16号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について討論、採決を行います。
まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告については、ご一任願います。

以上で、議案第16号を終わります。

次に、議案第26号 甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 引き続き、よろしく願います。

議案第26号 甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の一部改正の件につきまして、議案の125ページをお願いいたします。

議会資料につきましては、82ページになります。

本議案の提出理由につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、建築基準法の一部改正が行われたことにより、新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。この用途地域が追加されたことにより、これを引用する条項が1項ずつ繰り下がる項ずれに対応するための改正でございます。

議会資料の82ページをお願いいたします。

ここには、甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の新旧対照表がございますが、特別工業地区内の建築制限第2条中、法第48条、第11項を、法第48条、第12項に改正いたします。また、別表（第2条）関係の1の法別表第2（ヌ）を法別表第2（ル）に改正する内容でございます。

なお、条例施行日は平成30年4月1日となっております。

建設課関係の条例改正につきましては、以上でございます。

よろしく願います。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 具体的にこれになることによって、何がどう変わるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 寺島係長。

○建設総務係長（寺島 信君） まず、この条例の改正に向けて、背景というか、その説明を細かく説明させていただきます。

近年、住宅需要が沈静化したということもあわせまして、都市住民の農業に対する認識の変化などによって、生活の中には農業を取り入れたライフスタイルを求められるようになりました。

具体的に言いますと、都市部において農業を併設した場合について、そこに農業用の施設等の建築ができるか、できないかという、そういう内容でございます。ですから、具体的に言いますと、農業、農産物の直売所の建築とか、農家用レストランとか、自家販売用の加工所とか、そういった農業にかかわるものの建築が、この条例を制定することによってできるようになったということでございます。ただこれにつきましては都市部でして、山梨県には事例もありませんし、甲斐市も今のところ事例はございません。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

興石部長。

○建設産業部長（興石春樹君） ご苦労さまです。

簡単に言いますと、建物を建てる時の建築基準法の中に用途地域というのがありますが、けれども、その用途地域が新しく都市部については、そういう規定をしたと。ただ山梨県については、その用途地域の指定をするエリアはございませんので、国の法律でそれが、条文がふえた分、甲斐市の条例のその条文もずらして適正にしたという内容でございます。直接山梨県に影響がある用途の指定ではございません。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） だそうです。よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了をします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第26号 甲府都市計画甲斐市特別工業地区建築条例の一部改正の件について

て討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第26号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、議案第27号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

箭本都市計画課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課より、議案第27号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案集は127ページ、議会資料は83ページになります。

まず、甲斐市都市公園条例の一部を改正する条例の提案理由であります。議案集127ページの下段、提案理由をごらんください。

都市公園法等の一部を改正する法律が公布され、関係政令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある、これが

この条例案を提出する理由であります。

改正の内容につきましては、平成29年6月に都市公園法等の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行され、この中で都市公園法施行令の運動施設率の制限に関する条項が改正され、これまで国が一律に定めていた一つ、1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないとされていたものが、法改正により、地方公共団体の条例で定めることとなったことから、甲斐市都市公園条例の一部を改正するものであります。都市公園は一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、自由に休息や散歩などができるオープンスペースを確保する必要があることから、従前、国において統一した運動施設率の制限を設けておりましたが、当該基準により、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際などに、その敷地面積が増加するなど、社会状況等の変化に対応した改修が困難となる事例が生じておりました。

こうした状況から、国では、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、国の基準である100分の50を参酌して、各地方公共団体における運動施設率を条例で定めることといたしました。

現在、市内の都市公園における運動施設率は、低いもので約12%、高いもので約47%程度となっており、国の参酌基準を上回るものはなく、基準を拡大しなければならない特別な要因や、具体的な事業計画もないことから、今後も都市公園としてのオープンスペースを確保するため、国の参酌基準と同じ内容を、市の基準として定めるものであります。

なお、参考までに山梨県及び近隣自治体の状況を確認をしたところ、国の基準と異なる独自の基準を設ける予定の自治体はございませんでした。

以上が、本条例改正の内容となります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） その運動施設というのはどこまで含まれるのかが、ちょっと具体的にわかれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（藤原正夫君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 運動施設の種類・分類でございますけれども、例えば、サッ

カー場だとかグラウンド類、それとかプールなどの箱のもの、そういったものが対象になりますので、現在、うちの市の中でそれに該当すると思われるところが、西八幡公園のテニスコートだとか、釜無川スポーツ公園で、料金をいただいて貸し出しをさせていただいております施設、グラウンド、ターゲットバードゴルフ場、それから島上条公園にもありますけれども、テニスコート、それから多目的コート、そういったところが対象になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第27号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告については、ご一任願います。

以上で、議案第27号を終わります。

以上で、条例等審査を終了します。

○委員長（藤原正夫君） 次に、補正予算の審査を行います。

議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） それでは、そのようにしたいと思います。

まず初めに、都市計画課より、第8款土木費、第4項都市計画費及び繰越明許費債務負担行為について一括にて説明を求めます。

箭本都市計画課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、2月補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

初めに歳出予算の補正についてであります。

補正予算説明書は25ページになります。

議案書につきましては13ページになります。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、14塩崎駅周辺整備事業であります。7,000万円の減額補正をさせていただくものでありまして、内訳といたしましては、委託料4,900万円の減額、公有財産購入費2,100万円の減額であります。財源内訳につきましては、国県支出金として、地方創生道整備推進交付金2,636万8,000円の減額、地方債として合併特例債4,140万円の減額、一般財源223万2,000円の減額であります。

内容につきましては、塩崎駅周辺整備事業を国の地方創生道整備推進交付金を活用して執行しておりますが、今年度の要望額に対し交付決定額が減額となったことから、これに伴う今年度分の事業費をそれぞれ減額するものであります。

次に、8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費、01幹線道路整備事業であります。2,465万円の減額補正をさせていただくものでありまして、内訳といたしまして、委託料365万円の減額、公有財産購入費2,100万円の減額であります。財源内訳につきましては、国県支出金として社会資本整備総合交付金1,782万円の減額、地方債として合併特例債650万円の減額、一般財源33万円の減額であります。

内容につきましては、この事業を国の社会資本整備総合交付金を活用して執行しておりますが、今年度の要望額に対し交付決定額が減額となったことや、地権者の代替地取得等に伴い、用地買収が平成30年度以降となることから、これに係る事業費をそれぞれ減額するものであります。なお、今回減額補正させていただくそれぞれの事業に対する事業費につま

しては、平成30年度の当初予算に関係事業費を計上させていただき、改めて交付金要望を行い、財源の確保を図りながら事業執行をする予定であります。

次に、繰越明許費の補正についてであります。

補正予算説明書は30ページになります。

議案書につきましては、20ページになります。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の塩崎駅周辺整備事業につきましては、現在までに繰越明許費額を3億3,769万4,000円とさせていただいておりますが、交付決定額が減額となることから、これに係る事業費の一部を減額し、補正前の金額3億3,769万4,000円から1,797万5,000円を減額し、3億1,971万9,000円とさせていただくものであります。

次に、債務負担行為についてであります。

補正予算説明書は31ページになります。

議案書につきましては、21ページになります。

塩崎駅構内塩崎架道橋改築事業につきましては、工事期間を平成30年3月末までとしておりますが、平成29年度の国からの交付金が減となるため、不足額については、平成30年度の交付金事業を活用し執行するため、限度額5,110万円の債務負担行為を設定させていただくものであります。

以上が、補正予算についての説明となりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。塩崎駅は、もう繰越明許費ばかりで、議員の皆様も。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○委員長（藤原正夫君） それでは、会議を再開します。

次に、建設課より第8款土木費、第2項道路橋梁費及び第8款土木費、3項河川費及び13款諸支出金、1項基金費について、一括で説明を求めます。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） お疲れさまです。よろしく申し上げます。

それでは、建設課の2月補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

議案の16、17ページ、補正予算説明資料の22、23ページになります。よろしく申し上げます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持改良費をごらんください。補正前の額7,339万5,000円に対しまして、補正額は300万円の減額をお願いし、補正後の額は7,039万5,000円となります。02道路舗装事業、これはマイナス300万円であり、15工事請負費マイナス300万円につきましてご説明させていただきます。財源につきましては、合併特例債が280万円、一般財源を20万円減額するものでございます。

内容につきましては、道路舗装事業について、全ての工事についての施工方法、工事施工工法を見直し、精査することにより予定価格を抑えることができたための事業費を減額するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございますが、補正前の額1億4,279万4,000円に対しまして補正額は700万円の減額をお願いし、補正後の額は1億3,579万4,000円になっております。

01道路新設改良費マイナス700万円であり、13委託料マイナス100万円、15工事請負費マイナス600万円につきましてご説明させていただきます。財源につきましては、補正予算説明資料の8、9ページになります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金、7節土木費補助金の防災安全社会資本整備交付金、これがマイナス2,040万円のうち、22、23ページに戻っていただきますが、道路新設改良費事業分が、12月の補正でお願いした長塚橋拡幅工事委託料の減額も含め、1,057万7,000円の減額であります。合併特例債が380万円、一般財源が737万7,000

円についても長塚橋拡幅工事委託料を含み、減額するものでございます。

今回の補正予算内容につきましては、道路新設改良事業について全ての工事についての施工方法、工法を見直し精査することにより、予定価格を抑えることができましたため、事業費を減額するものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持改良費をごらんください。

補正前の額が6,646万1,000円に対しまして1,377万9,000円の減額をお願いし、補正後の額は5,268万2,000円になっております。01橋梁長寿命化推進事業マイナス1,377万9,000円であり、13委託料マイナスの600万円、15工事請負費マイナスの777万9,000円につきましてご説明させていただきます。

財源内訳につきましては、補正予算説明資料の8、9ページになりますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金の防災安全社会資本整備交付金マイナス2,040万円のうち、22、23ページに戻っていただきますが、橋梁長寿命化推進事業分が982万3,000円の減額であって、合併特例債が330万円、一般財源を65万6,000円減額するものでございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う事業費の減額補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算説明資料の24、25ページになります。

8款土木費、3項河川費、1目河川維持改良費につきまして、補正前の額が7,900万円に対して800万円の減額補正をお願いし、補正後の額は7,100万円となります。01河川改修事業マイナス800万円であり、15工事請負費の減額でございます。内容につきましては、河川改修事業について、全ての工事についての施工方法、工法等を見直し精査することにより予定価格を抑えることができましたので、事業費を減額するものでございます。

続きまして、8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費につきまして、補正予算説明資料の24、25ページの中段をお願いします。

補正予算の内容は財源の更正をお願いするものでございます。補正予算説明資料の8、9ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金の社会資本整備総合交付金のマイナス607万2,000円、市営住宅管理事業分の減額であり、24、25ページに戻っていただきますが、合併特例債を570万円、一般財源を37万2,000円増額するものでございます。内容につきましては、社会整備総合交付金の交付決定に伴う財源の組み替えをするものでございます。

続きまして、補正予算説明資料の28、29ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、7目市営住宅事業基金につきましては、補正前の額が24万2,000円に対しまして補正額が1,000円の減額をお願いして、補正後の額が24万1,000円となっております。

財源についてはその他財源の1,000円の減額で、補正予算説明資料の10、11ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の市営住宅事業基金でございます。

内訳につきましては、補正予算説明資料の24、25ページに戻っていただいて、一番上の段、25節積立金1,000円の減額で、市営住宅事業基金積立の減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑はございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 大変、借用方法をみんな検討していただいて、安く工事が発注できたと。大変評価できる場所ですけれども、ただ減額あって、結局、特に道路を維持改良なんというのは、300万あれば、ほかのところからの出る要望もできたんじゃないかと、その辺のところはどうなんですかね。

○委員長（藤原正夫君） 下笹課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 一応予算で組んだ内容で執行していったんでございますが、先ほども説明したとおり、工法等を見直す中での減額ができたということで、そのお金をほかに回せないかということでございますが、財政とも協議をした内容の中で、一応それはそれとして、新年度というふうなことで順次やっていこうというふうなことでの減額となっております。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然そういった直々の問題もあるし、いろいろな問題もあって、こうやっていると思うんだけど、できるだけこうやっていろいろな面で減額というのは我々も評価するのだけれども、できるだけ多くの地域の要望とかそういったものは結構来ていると思うんだよね。その辺はできるだけね、地域の要望に応えられるように、当初計画してやると思うんだけど、それも十分施工料がこれだけ安くなったんで、当初予算を当然考慮

しながら工事もやっていただければありがたいと思うんですけども、よろしくお願ひします。

それからもう1点。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 橋梁維持の改良のところ、委託料の600万円の減額になっている。

この委託料の600万円はどういう内訳か、ちょっと教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） 委託料につきましては橋梁点検になりますけれども、一つは、河川を渡る場合は、河川の専用ということでこちらの書類をつくる必要があるんですけども、今年度につきましては、それがなかったということで、河川につきましても河川を侵すような点検が必要な場合は、県とか国へ申請が必要ということで、その分がなかったということがまず一つと、あとは入札の結果、先で点検の分が浮いたということになっております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 先ほどの赤澤委員のとちょっと関連するんですが、道路舗装とか新設改良、また河川の改修に関して経費削減していただいたことは大変喜ばしいことなんですが、工事工法の見直しということで人件費が下がるとか、工事の内容の質が下がることはないと思うんですが、そののところはどうでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 芳賀係長。

○建設土木係長（芳賀康貴君） 工法等の変更につきましてお答えさせてもらうんですけども、いずれ現場打ちというコンクリートを使う仕事が多いんですけども、それを二次製品にかえていくことでかなり価格を抑えられますので、そういうことでやっていきたいと思ひます。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 今年度はほかのものに回せないということで、来年度にということなんですが、来年度はこの経費が削減した分、できる工事の量もあるとは思ひますが、数をこなしてもっとふやせるのか、それとも次年度に関してはそのまま継続的な工事数でこなしていくのか、今の段階でのお考えを聞かせてください。

○委員長（藤原正夫君） 下笹課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 先ほど赤澤議員の質問にもございましたけれども、やはり工事を

実施していったら、工程の中での減額になってきます。そうすると時期的な問題もあつたりして経費削減ができる、結果として出てくるのがかなり後になって来ますので、そこで新たに組み立てたり設計をしたりということで、かなり無理が生じてきますので不用額ということを出しますけれども、新年度の予算作成におきましても、もちろん従前からの地区の要望とか、あるいは計画的に進めている事業の中で、計画性を持って予算執行、予算立てをしておりますので、そんな形で毎年実施をしているというふうな内容になっております。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、建設課関係の質疑を終了します。

職員の入替えのため、暫時休憩します。

11時5分、7分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時03分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

初めに、商工観光課より、第13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

山田商工観光課長。

○商工観光課長（山田 洋君） お疲れさまです。

商工観光課から補正予算について説明いたします。

補正予算説明書の28、29ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、12目地域振興基金費、25節積立金、01地域振興基金積立177万6,000円の増額補正であります。

内容につきましては、サテライト双葉などの4つの公営競技場外売りの前年度の売上金による市の負担金の決算に伴う184万円の増額補正と、財源内訳にあります、その他財源の

財産収入は基金利子でありまして、6万4,000円の減額補正で、合計177万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、商工観光課関係の質疑を終了します。

職員退席のため暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、農林振興課より、第6款農林水産業費、第1項農業費及び第6款農業水産業費、第2項林業費、13款諸支出金、第1項基金費及び繰越明許費について、一括で説明を求めます。

興石部長。

○建設産業部長（興石春樹君） それでは、大変お疲れさまです。

小澤課長が昨日から、インフルエンザのAに感染をしたということで休みをいただいておりますので、私のほうから農林水産課の2月の補正予算等について説明をさせていただきます。

まずは、補正予算説明書20、21ページをお願いいたします。

第6款の農林水産業費、第1項農業費、2目農業総合費につきましては、農林業関係職員費でありまして、20ページの財源内訳にありますとおり、農業委員会補助金の追加割り当

てに伴う財源更正でございます。

次に、第6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、補正前の額が9,249万5,000円に対しまして、164万4,000円の減額をお願いし、9,085万1,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、青年就農給付金交付事業費補助金及び一般財源の減額でございます。

続いて、内容につきましてご説明をいたします。

05技術経営体確保育成促進事業につきましては、補助金を交付しておりました甲斐市敷島地区生活改善グループの解散に伴う減額及び青年就農給付金交付事業費補助金の執行額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、18地域おこし協力隊費につきましては、地域おこし協力隊の社会保険料の不足額を増額補正するものでございます。

次に、20農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、下水道課からの説明となります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては、補正前の額が1億8,104万9,000円に対しまして、3,290万2,000円の増額をお願いし、2億1,395万1,000円とするものでございます。財源内訳のうち、その他につきましては、補助整備事業受益者負担金、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金でありまして、仔細につきましては、合併特例債、残りが一般財源となっております。

続いて、内容につきましてご説明をいたします。

03県営土地改良事業につきましては、まず、現在行っております県営土地改良事業、土地改良中山間地域総合整備事業の工事が順調に進捗し、県において2月補正するため、事業費負担金を1,825万円増額補正し、平成30年度の事業執行を前倒しして実施するものでございます。

次に、本年度実施設計を行っております、県営事業の農村地域防災減災事業の留置溜池の改修工事におきましては、県において2月補正するため、事業費負担金を1,342万円増額補正し、平成30年度の事業執行を前倒しして実施するものでございます。

次に、同じく本年度実施設計を行っております県営事業の農村地域防災減災事業の後沢溜池の改修工事におきまして、県において2月補正するため、事業費負担金を85万8,000円増額補正し、平成30年度の事業執行を前倒しして実施するものでございます。

次に、05土地改良施設改修事業につきましては、現在行っております農村地域防災減災

事業上堰地区の改修工事におきまして、補助金の交付決定による事業費が確定したため、事業費負担金を37万4,000円増額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、6目中北部活性化事業費につきましては、補正前の額が1,999万6,000円に対しまして104万6,000円の増額をお願いし、2,104万2,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額県支出金の山梨農業農村総合支援事業補助金でございます。

内容につきましては、農地組合法人ゆうのう敷島への補助金として、山梨農業農村総合支援事業費補助金をお願いするものでございます。クラインガルテンのクラブハウス内に設置がしてあります指定管理者ゆうのう敷島が保有している保冷库の故障に伴い、購入する保冷库の費用に対する山梨県単独事業の山梨農業農村総合支援事業補助金であります。平成30年度の当初予算に計上する予定でありましたが、平成29年度に補助金の計画承認がもらえることになったことから前倒しし、補助金104万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費につきましては、補正前の額が1,174万9,000円から150万円を減額し、1,024万9,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額県支出金の松くい虫被害対策事業補助金及び造林事業費補助金でございます。内容につきましては、松くい虫防除対策事業委託料の執行額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、28、29ページをお願いをいたします。

13款諸支出金、1項基金費、11目クラインガルテン基金費につきましては、補正前の額180万4,000円に対しまして、135万9,000円の増額をお願いし、316万3,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、使用料利子及び配当金でありまして、内容につきましては、5名分の入会金150万円の増額と、年度途中で退居者が出たため、入居者を決定するまでの間、空室になっていたことに伴います使用料13万4,000円の減額及び基金利子の確定に伴い、7,000円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の30ページをお願いをいたします。

議案書につきましては、20ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、19節負担金補助及び交付金でありまして、県営土地改良事業につきましては、繰越明許費5,621万3,000円、土地改良区施設改修事業につきましては、繰越明許費392万円であります。財源内訳であります、県営土地改良事

業につきましては、補助整備事業受益者負担金、合併特例債のほか、一般財源でございます。土地改良施設改修事業につきましては、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金のほか一般財源であります。内容につきましては、県営土地改良事業として、先ほど県営土地改良事業において補正予算の説明をさせていただきました、県営土地改良中山間地域総合整備事業における補助整備事業、農村地域防災減災事業の留置溜池の改修工事及び県営事業の農村地域防災減災事業の後沢溜池の改修工事について、平成30年度の事業執行を前倒しして実施するものでありますが、年度内の工期が困難なため、負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

このほか、県営公益営農団地農道整備事業において、県が発注した用地測量の実施に当たり、一部地権者の事業の同意が得られず用地測量の実施に不測の日数を要し、年度内の完了が困難のため、事業負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、土地改良区施設改修事業につきましては、県が発注した上堰頭首工の工事において河川工事河川工作物の取り壊しに不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、事業負担金を翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（藤原正夫君） ありがとうございます。説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 23ページが一番上の05の技術経営体確保のところ、ご説明で生活改善グループの解散に伴うということなんですが、生活改善グループというのはどういった活動をされてきて、どういった理由で解散になったのか、教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） 生活改善グループは敷島地区で活動していました生活改善グループでありまして、主な活動といたしましては、毎年3月から12月まで毎週土曜日に開催している敷島の青空市、それから5月から11月の毎週土曜日に開催している吉沢地区の青空市の運営、また敷島梅の里クロスカントリー大会への出店協力など地産地消に向けた活動に取り組んでおりましたが、昨年度末をもって解散をしたということでございます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） それは人員が足りなくなったというか、人手不足になったということ
でよろしいですか。

○委員長（藤原正夫君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） まず、会員の高齢化が進んでいる中で、なかなか新たに加入
してくれる方がおらず、年々減少していたため、継続が困難になったことが一番の要因と考
えられます。また40年ほど続いた会でありましたが、当初の結成の目的として、食事の栄
養バランスがよいとはいえない食事環境を改善するといったことが目的でありました。しか
し近年、食のバリエーションがふえ、食の栄養バランスが偏る環境ではなくなったため、当初
の目的は達したということから解散に至ったと聞いております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ありがとうございます。

全く別の質問に入りますが、同じページの林業費のことで、松くい虫の防除対策事業費が
予算まで達していかないということなんですが、これは計画の範囲内は全て今年度終わると
いう予定でよろしいですか。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君） 松くい虫のご質問についてでありますけれども、当初の事
業を行うに当たりまして、これは補助事業ですので、国と県のほうにそれぞれ年度当初に
500万円ほどの補助金の要望を出しているんですけれども、実際に内示が来たのが110万円
ほど少ない400万円程度の内示でしたので、その分、事業費、歳出ベースも調整する必要が
ありましたので、減額というような形になっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 当初目標としていた計画の中で、今どのぐらい今年度は達成する予定
でしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君） 当初は約450本ほどを予定しておりましたが、実際行った
のが361本になります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。450本が361本しか。

横山委員。

○委員（横山洋介君）　すると、まだまだ範囲はあると思うんですけども、終わり切るということはなかなか難しいかもしれないですけども、年々伐採をふやしていかないといけないという中だと思っておりますが、年間450本というのがもともとが妥当なのか、もっとそれをふやしていかなきゃいけないのか、どういうお考えでいるかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（藤原正夫君）　小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君）　昨年、振興整備計画というものを作成させていただいたんですけども、そのときに、県のほうと現在の松くい虫の被害の状況を確認したところ、横ばいであるというような回答をいただいておりますので、本来であれば、もっと事業をふやしていけばいいのかもしれないんですけども、とりあえずは当面は現状のような形で進めていく考えでおります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君）　よろしいですか。ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君）　繰越明許でちょっとお聞きしたいんですけども、土地改良事業、先ほどの地権者の理解が得られず測量ができなくて繰越明許したという説明だったんですけども、経営土地改良事業繰越明許のところで、何か測量の関係で地権者が同意ができなくて繰越明許したということだけでも、その辺ちょっと詳しく説明してもらえますか。

○委員長（藤原正夫君）　森川係長。

○農林管理係長（森川嘉亮君）　本年度、吉沢川の橋梁について、県のほうで用地測量を発注をしております。

今、くい打ちをしている状況なんですけど、その中でやはり一部の地権者がちょっと事業に反対しておりまして、立ち会いに来てくれるかどうかというのを今現在交渉しているんですけど、その方が同意がまだ得られていないということで繰り越すという内容になっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君）　赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君）　地権者の理解が得られないで繰り越し、繰り越しで何年も長く続いているという問題だと思っただけですけども、意外とくい打ちしていただいて測量までという話も聞いたんですけども、若干今いったように、まだ地権者がいまいち理解が得られないようだ

けれども、見通しとして、繰越明許はいいんだけれども、繰越明許費は見通しがある程度できているかどうか。その辺はちょっとどうなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 森川係長。

○農林管理係長（森川嘉亮君） 実は、今週も市長と課長と私で地権者のところに行ってきました。くいは打ってもいいよというような内容の話を聞いておりますので、あとはくいを打った後に本人に来ていただくか、委任状で終わるのか、そこら辺をまた模索している状況でございます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） それは繰り越しするかどうか、これはちょっと難しい問題なんだけれども、ある程度地権者に理解が得られたというのであれば、繰り越しにして事業を発注するというのはいいんだけれども、現状なかなか難しい状況で、繰り越し、繰り越しってこともこれはどうかなと思うんだけれども、一生懸命、我々もあそこの状況は十分わかっているし、皆さんが努力しているのは十分わかっているんで、繰越明許を否定するわけじゃないけれども、繰越明許という形の中でした以上は、事業はやっぱり執行してもらわないと、基本的に、ぜひ努力していただいて、次年度には事業が測量に至って、できれば道路を開通するまで行けばいいんだけれども、とりあえず測量という形で予算を盛ってあるので努力してもらおう。繰越明許は別に我々も否定するわけじゃないけれども、その辺をきちっとできるだけ努力を今後してもらいたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 興石建設部長。

○建設産業部長（興石春樹君） 今、赤澤議員さんからご指摘いただきまして、これは県の事業でございまして、これは今回も繰り越しをさせてもらう負担金、甲斐市から出す負担金ということなんですけれども、県が一生懸命事業を進めている中でなかなか承諾がとれないということで、うちの小澤課長、また市長も先日一緒に行きまして、用地測量の件も入りたいということなのでどうにかさせてくれという要望を行って説明をさせていただきましたが、本人やはり過去のいろいろな敷島町時代からの問題があるようでして、なかなか承諾がしてもらえないということで、今までもそうやって公共事業もどんどんやって来たから、今回もやったらどうなんだという言い方のようだったと報告はいただいているんですけれども、県としても、地籍にくいを打って、もう一回地権者に確認をお願いをして、その後どうなる

かというのはまた県のほうの対応になると思いますので、それはまた市としてもできるだけ協力をした中で早くこの事業が完成できるように努力してまいりますので、ご理解のほうをお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。よろしいですか、委員さん。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） その松くい虫の被害の状況が去年と横ばいというお話ですよね。県の判断、これは行政、市のほうもそう思っているんですか、現状。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君） 被害の状況を事細かに把握するというのはなかなか難しいかとは思いますが、そんなことで私どもも、県のほうでは県全体が松くい虫の調査をしておりますので、それで横ばいということであれば、甲斐市においても横ばいというように理解でいますけれども。なかなか市独自で調査を進めるというのはちょっと難しいかなと考えます。

○委員長（藤原正夫君） 五味委員。

○議員（五味武彦君） そんなんでいいんですか。県がそういうことを推測するのであれば、甲斐市もそうだと、要するに甲斐市の特殊性というのは全くないんですか。例えば甲斐市は山奥、北のほうが山林たくさん抱えていますよ。当然被害もふえているはずですよね。そういったものが、例えば県がこうだから市もそうだと、それで言い切っちゃっていいものかどうか。例えば駆除する地域が横ばいであったとしても、前年までの持ち越しの駆除地域があると思うんですよ。どんどんふえてくるはずなんですよ。それが予算が県がこうだから予算をつけないと、361本になっちゃったと。こんなんで進みますか。この辺ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○農林振興係長（小宮山 厚君） 山林の割合からいきますと、北杜市とか南部町、そちらのほうと比べると、甲斐市の森林の割合というのはかなり低い割合になります。ですので、多い地域でそれほど被害がふえていないということであれば、甲斐市のほうも同様ではないか

ということに考えられるかと思います。

○委員長（藤原正夫君） 興石部長。

○建設産業部長（興石春樹君） 五味議員さんからの質問をいただきましたが、私は五味議員さんと考えは同じなんですけど、ただ松くい虫の問題というのが、甲斐市だけが一生懸命やったからすぐにできるというものではなくて、隣接する韮崎、北杜、また南アルプス、山林の全体を見ると甲斐市の面積が非常に少ないので、国からおりてくる補助金が県へおりてきて、県へ面積割りをしたときに、どうしても甲斐市の面積が少ないという中で補助金が少なくなります。だから市としても補助金を当てにしないで一般財源どんどんやっていけやということは言っていると思うんですけども、やっぱり限られた財源の中で一生懸命、仮にうちのところだけをやっても、またよそからカミキリですか、線虫を持っている、それが飛んでくるわけです。だからはっきり言って、きりがないというのが正直なところなんです。全部松を切ってしまうのが一番本当は手っ取り早いと思うんですけども、環境上それもできないという中で、限られた財源の中で効率的に今やっているということで、そこをちょっとご理解いただきたいというのが、私の立場としてもそれしか言いようがないと思います。これ言うように一般財源を使ってどんどんやればいいんですけども、ただやっても、甲斐市のところでやってもまたよそから入ってきますから、甲斐市だけがやってもあまり効果がない。県が主体になって各市町村へそれなりの補助金を交付した中でやっていかないとだめだと思うので、今度、環境税、国でもまた考えるようですから、そういうところにも使わせていただいて、今後そういう対応ができればなと思っていますけれども、今の状況はそんな状況なのでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 有泉委員。

○議員（有泉庸一郎君） 今、部長が答弁されたこともわからんじゃないんですけども、ただ、甲斐市の立場としてはやっぱり県に、事情はわかりますよ。やっぱり言っていかなきゃだめですよ。

補助金が全体が少ないからどうのこうのじゃなくて、現実に市民と議会との対話集会でも、吉沢地区の場合なんかでは要望されているんですよ。そういうものに対して議会としてやっぱり対処していかないと。職員の皆さんも、行政としてもそういう認識を持ってもらわないと。持って、やっぱり今、五味議員が言ったようなことを部長たちが県に投げかけなきゃだめじゃないですか。いつになったら、じゃ、全体が少ないから菌が飛んできたからどうのこうのと、そういう話じゃなくて、要するにスタンスの問題ですよ。こっちの姿勢、ぜひ

その辺は考えて対処していただきたいと思います。もう答弁はいいですから、ぜひお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 答弁よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。公明党さんよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

下水道課より第4款衛生費、第3項清掃費、第6款農林水産業費、第1項農業費及び第8款土木費、第4項都市計画費のうち、下水道課が所管する内容について一括で説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） お疲れさまです。

それでは、下水道課から一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費。説明欄ですが、08地域し尿処理施設特別会計繰出金の2万4,000円の減額につきましては、地域し尿処理施設特別会計への繰出金を減額するものでございまして、詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

続きまして、次の段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、めくっていただいて、次のページ23ページになりまして、説明欄の上から1段目、3行目がありますが、20農業集落排水事業特別会計繰出金の11万8,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございまして、詳細につきましては、

この後の農業集落排水事業特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。

中段になりますが、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、説明欄の01下水道事業特別会計繰出金1,827万8,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございまして、詳細につきましては、同様に、この後の下水道事業特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） これより説明に対する質疑を受けたいと思います。これはまた特会でやりますので。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） 委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） 以上、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、下水道関係の質疑を終了します。

次に、上水道課より第4款衛生費、第2項環境衛生費のうち、上水道課が所管する内容について説明を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） お疲れさまです。

それでは、補正予算説明書20、21ページをお願いいたします。

中ほどの段になります。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、28節繰出金マイナス48万2,000円につきましては、16簡易水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

内容につきましては、次の簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を受けたいと思います。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、水道課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第3号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定します。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で第3号を終了します。

次に、議案第9号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

小林上水課長。

○上水道課長（小林信生君） では、引き続きよろしく願いいたします。

議案集は53ページをお願いいたします。

議案第9号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出それぞれ1,072万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,348万7,000円とするものです。また、地方債の額が確定したことにより補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書104、105ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道負担金、補正前1,099万4,000円から

933万1,000円を減額いたしまして166万3,000円とするものです。内容といたしましては、1節加入金については当初13ミリ2件8万6,000円を予定しておりましたが、実績として13ミリ1件となる見込みでございますので、1件分4万3,000円の減額です。

2款工事負担金の928万8,000円の減額につきましては、建設課において施工しております市道下芦沢線道路改良工事に伴う配水管布設外工事が建設課の設計変更により不用となりましたので、全額918万円の減額及び新長潭橋天蓋設計業務委託の委託料が確定したことにより、甲府市及び東京電力からの負担金10万8,000円を減額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料、補正前1,700万円から15万円を減額し、1,685万円とするものです。給水人口及び給水量の減少により、当初予定していた使用量に達しない見込みでありますので、減額をお願いするものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前6,354万6,000円から48万2,000円を減額し、6,306万4,000円とするものです。内容につきましては、事務費等の確定による補正でございます。詳細については歳出のほうでご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前50万円から46万6,000円を減額し、3万4,000円とするものです。平成28年度の繰越金確定に伴う補正でございます。

8款市債、1項市債、1目簡易水道事業債、補正前210万円から30万円を減額いたしまして180万円とするものです。本年度借り入れる地方債の確定に伴う補正でございます。内容は起債対象事業であります平成32年度公営企業会計移行に伴う簡易水道条例整備業務委託費の確定によるものでございます。

次に、歳出になります。

次ページ106、107ページをお願いいたします。

1款事業費、1項事業費、1目一般管理費、補正前4,527万2,000円から1,070万4,000円を減額いたしまして、3,456万8,000円とするものです。補正額の財源内訳は地方債30万、その他として加入金4万3,000円、工事負担金928万8,000円、事務費繰入金30万6,000円、建設改良費繰入金15万1,000円及び一般財源61万6,000円です。

節の説明となります。13節委託料の89万5,000円の減額は、先ほど説明いたしました新長潭橋天蓋設計業務委託及び簡易水道条例整備業務委託及び水質検査並びに保守点検業務委託等の確定によるものでございます。

15節工事請負費の933万1,000円の減額は、当初予定していました市道芦沢線道路改良工

事に伴う配水管布設かえ工事が建設課の設計変更により不用となった分と、その他機械器具更新工事費の確定によるものでございます。

27節公課費の47万8,000円の減額は、使用料及び工事費等におけます消費税納付額が確定したことによるものでございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、補正前3,733万7,000円から2万円を減額いたしまして、3,731万7,000円とするものです。

続きまして2目利子、補正前1,110万7,000円から5,000円を減額いたしまして、1,110万2,000円とするものでございます。元金及び利子とも補正額の財源内訳はその他の公債費繰入金でございます。内容は地方債の償還元金及び償還利子の確定によるものでございます。

簡易水道事業特別会計の補正予算は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対し、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞いておきたいんですけども、歳出のところで事業費、先ほどの工事請負費ということで何か建設課の設計によってこれがなくなっていて、どういうことでこういうことになったか、詳しく教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 下芦沢線ももう4年ぐらいになりますが、引き続き建設のほうをやっているんですが、当初設計していた構造物を位置を変える、水路とかL型水路というのを、擁壁を使う予定ですが、その位置と配置を変えた。L型ですと下に出ますが、それが水道管の上になってしまうと水道管、後で移設しなくちゃならないんですが、それを今度違うL型じゃなくてブロック積みとか。当初そこへL型を入れる予定ですが、今現在ある程度の石積みがあるからそこはいじらないというような設計変更をしたということで、構造物がうちの水道管の上とか、物自体に当たらないということになったので、移設はしなくていいですよということを建設課に言われましたので、そういう形で工事が全額未執行というか、減額となりました。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 未執行で933万1,000円というのが。使わないで済んだというの

はいいいただけけれども、最初からこれはわからなかった。当初これは工事盛るときにさ、建設課との打ち合わせの中でそういう話はなかったんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 当初というか、建設課の建設土木の係長が今年29年度かわって、新しい係長が見直した結果、工事費も少ないし、水道管をわざわざやるのはもったいないという形の中で考えたと聞いております。昨年度、29年度予算つくるときは前の担当は水道管が邪魔になるという判断ですが、ちょっと見直しをしたということで伺っております。以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これだけお金が浮いたということはいいいただけけれども、そこに至るまでの経過が基本的にやっぱり水道課と建設課で密に打ち合わせをきちっとして、その担当者が云々とあったかもしれないけれども、その辺のところは密にして、こういった金は、使わなくて済む金は使わないで、当然必要そういった工事で使わなくて済んだということで、これは減額はいいただけけれども、当初のこういった経緯をちょっとどうかなと思ったこともあるので、今後はこういうことは十分ないように、課同士で、当然建設と絡むんだよね、水道というのは。その辺のところは工事が連携をとりながらやっていったらいいと思うただけけれども、今後はそれは十分気をつけてやっていただければありがたいと思っています。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員さんありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第9号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第9号 平成29年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第9号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第9号を終了します。

次に、議案第10号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） それでは、地域し尿処理施設特別会計の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

議案集の59ページをお願いいたします。

議案第10号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,692万円とするものでございます。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算説明書の114、115ページをお願いいたします。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金1万1,000円の減額は地域し尿処理施設基金運用収入の減額に伴う補正であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金2万4,000円の減額は、地域し尿処理関係職員費の確定に伴う減額補正であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金2万4,000円の増額は、繰越金の確定に伴う増額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の116、117ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費につきましては、2万4,000円を特定財源その他から一般財源へ財源内訳の更正となるもので、説明欄になりま

すが、01地域し尿処理関係職員費における人件費の財源更正をお願いするものであります。

2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金1万1,000円の減額は、基金利子の減額に伴いまして積立金の減額補正をお願いするものであります。

以上で、地域し尿処理施設特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第10号の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第10号 平成29年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第10号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで、議案第10号を終了します。

次に、議案第11号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） 続きまして、農業集落排水事業特別会計の補正予算について説明させていただきます。

議案集の65ページをお願いいたします。

議案第11号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入予算の組み替えによるものでありますので、予算額の増減はございません。

初めに、歳入から説明いたします。補正予算説明書の124、125ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金11万8,000円の減額は、この後の繰越金を増額するための減額補正であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金11万8,000円の増額は、繰越金の確定に伴う増額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の126、127ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額はありませぬ。一般会計繰入金を11万8,000円減額しまして、一般財源を増額する財源更正であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計の補正予算につきまして、説明を終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 質疑ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第11号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第11号 平成29年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第11号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

これで、議案第11号を終了します。

続いて、議案第12号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋正彦君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

議案集の71ページをお願いいたします。

議案第12号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,170万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,281万5,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

初めに、歳入から説明いたします。

補正予算説明書の134、135ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金、1節受益者負担金400万円の減額は、現年度の受益者負担金が減額見込みのための補正であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節下水道使用料1,400万円の減額は現年度の下水道使用料が減額見込みのための補正であります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金1,827万8,000円の減額は、流域下水道建設改良費の確定に伴う繰入金323万円の減額、公債費繰入金1,504万8,000円の減額補正であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1,357万5,000円の減額は、繰越金の

確定に伴う増額補正であります。

7款市債、1項市債、1目下水道事業債、1節流域下水道事業債950万円の減額は、釜無川流域下水道建設事業費の確定に伴う減額補正であります。

次の、2節公共下水道事業債950万円の減額は、下水道事業費の減額に伴う減額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の136、137ページをお願いいたします。

2款事業費、1項流域下水道費、1目流域下水道費2,616万4,000円の減額補正でありまして、財源内訳は、市債950万円の減額、一般会計繰入金323万円の減額と一般財源1,343万4,000円の減額になります。

説明欄になりますが、01流域下水道建設費1,273万円の減額は釜無川流域下水道建設負担金の確定に伴う減額補正をお願いするものであります。

02流域下水道維持管理費1,343万4,000円の減額は維持管理負担金の確定に伴う減額補正をお願いするものであります。

次に、2款事業費、2項公共下水道費、1目公共下水道費1,000万円の減額補正で財源内訳の市債950万円の減額と一般財源の50万円の減額であります。

説明欄になりますが、01公共下水道建設費1,000万円の減額につきましては、工事にかかわる移設補償の確定に伴いまして事業費が減額になりましたので、減額補正をお願いするものであります。

3款公債費、1項公債費、1目元金120万9,000円の減額補正でありまして、財源内訳は一般会計繰入金を470万9,000円増額いたしまして、一般財源を減額補正するものであります。内容につきましては、平成28年度借り入れ分返済方式の変更に伴うものです。

同じく2目利子674万8,000円の減額補正でありまして、財源内訳は一般会計繰入金を1,975万7,000円減額いたしまして、一般財源を増額する補正であります。

内容につきましては、下水道事業債償還利子の確定に伴う減額補正でございます。

次に、138ページ、地方債の平成27年度末及び平成28年度末における現在高並びに平成29年度末における現在高の見込みでございますが、表中の一番下、右側の合計欄で平成29年度末現在高見込み額、件数で約300件になりますが、合計139億7,164万9,000円を見込むものでございます。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の関係につきまして説明を終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。ないようですので委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水議員。

○議員（清水正二君） ちょっと伺いたいんですけども、下水道の使用料が1,400万の減額になったということで、これは当初の予算でいくと、前年度の使用料に対して増分を見てやっているわけなんだけれども、1,400万円の減額というのは、この要因というのはどういうふうな要因なんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 古屋課長。

○下水道課長（古屋正彦君） 使用料の1,400万円の減額の要因ということでございますが、大きな要因といたしましては、当初見込んでおりました西八幡地区の店舗など大きな物件が遅延したことなどが影響いたしまして、使用料が減額したことが要因と思われま。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 1,400万のうちの遅延の分というのが、当初見込みからして1,400万ってかなりの額なんで、占める割合はどのくらいなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） 1,400万につきましては、今、課長が西八幡地区の大規模開発、これはいちやまを指します。いちやまがオープンが、当初開発協議の中で予定していた、承知していた時期よりも随分おくれたということでありまして、ということなので、その分の使用料の入がダウンしたというのが一つ、主なものとして課長が説明しました。

あとは、新年度予算をつくる時には、先ほど議員さんおっしゃったように前年度、さらにその前、その前というような統計的な割合取りで見込みを立て、新年度予算というふうに持っていくところなんですけれども、そこの見込みが正直よくなかったということが、これもまた大きな要因の一つになります。

お願いします。

○委員長（藤原正夫君） 小松係長、割合をとということでしょう。

ちょっと休憩します。

休憩 午後 零時 09分

再開 午後 零時 11分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

古屋課長。

○下水道課長（古屋正彦君） 今の1,400万に対する割合ということでございます。全体と比較しまして2.7%の割合でございます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ほかに傍聴議員ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今の清水議員の上の欄です。受益者負担金、当初が4,000万円ですよね。それから補正が400万円、1割減っている。これも同じようないちやまとかなんとかの、負担金が減になるからということなのか。それとも、当初予定していた下水道のエリアができなかったとか、この辺の事情を、10%違いますんで、この辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 古屋課長。

○下水道課長（古屋正彦君） やはり、先ほど言いました大きな要因の部分というのは、先ほどの使用料と同じようなところの部分がございまして、その辺が大きな要因かなということで見られています。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ちなみに、そういう大きな原因であれば、どのぐらい負担金が減るのかという実際の数字は出ているんですか。アバウト400万円ですけども、じゃ、具体的にいちやまという企業がおくれたことによって負担金がずれる、じゃ、お幾らだったのかということとは。

○委員長（藤原正夫君） 小松係長。

○下水道総務係長（小松利也君） 今の受益者負担金については、ほぼ丸々いちやまになって

いますけれども、いちやまの見込みの受益者負担金が420万6,100円ということになっていきますので、これに関しては、ほぼ、いちやま丸々という解釈でよろしいかと思えます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第12号の質疑を終了します。

これより本員会に付託されました議案第12号 平成29年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第12号について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

これで、議案第12号を終了します。

以上で、議案審査は全て終了をいたしました。

次に、内容の3その他を行います。

上水道課から報告がありますので、報告を求めます。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） あと少し、よろしく願いいたします。

上水道課からご報告がございます。

現在、うちの料金の収納事務については第三者に委託をしております。現在、第2期でございますが、2期分の5年間が今年度最終年度という形になりまして、30年の4月から新しい業者さんを選定をすることで、プロポーザルをかけた上で決定になりましたので、ご報告したいと思います。

業者名がフジ地中情報株式会社東京支店、今現在しているところが引き続き行うことにな

りました。契約期間は、30年4月1日から平成35年3月31日までと。契約金額は5年間総額で2億9,538万円、税込みでございます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対し、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで上水道課からの報告を終わります。

次に、委員よりその他何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ありませんか。

次に、事務局からその他何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、これでその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時16分